

第1編 共通編

第1章 総 則

第1節 総 則

特仕1-1-1 適 用

1. 国土交通省中部地方整備局の施行する土木工事の施工は、下記に示す図書のほか、この土木工事**特記仕様書**（以下「特仕」という。）によるものとする。
国土交通省 土木工事共通仕様書（以下「共仕」という。） （平成21年9月）
中部地方整備局 土木工事施工管理基準（案）
（以下「施工管理基準等」という。）（平成21年9月）
中部地方整備局 土木工事数量算出要領（以下「数量算出要領」という。）
（平成19年11月）
2. 「共仕」「特仕」に規定のない事項については別に定める土木工事**追加特記仕様書**（以下「追特仕」という。）によるものとする。
3. 「共仕」「特仕」「追特仕」の記載内容の優先については、「追特仕」、「特仕」、「共仕」の順によるものとする。
4. 該当しない工種については、適用しないものとする。
5. 「共仕」記載の「**特記仕様書**」は、「**追加特記仕様書**」と読み替えるものとする。
6. 工事施工に伴い、請負者が作成、提出、保存等する書類とその取り扱いについては、原則として「土木工事書類作成提出要領」（平成22年3月）によるものとする。

特仕1-1-2 用語の定義

1. **設計図書**とは、「共仕」第1編第1章1-1-2用語の定義6.のほかに「追特仕」をいう。
2. **仕様書**とは、「共仕」第1編第1章1-1-2用語の定義7.のほかに「追特仕」をいう。
3. 「追特仕」とは、「共仕」、「特仕」を補足し、工事の施工に関する明細又は工事固有の技術的要求を定める図書をいう。
4. 受理とは、**契約図書**に基づき、請負者、監督職員が相互に**提出**された**書面**を受け取り、内容を把握することをいう。
5. **設計図書**の他に交付する「見積参考資料」とは、入札（見積）参加者の適正かつ迅速な見積に資するための資料であり、契約書第1条でいう**設計図書**ではない。従って、「見積参考資料」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、請負者は、施工条件及び地質条件等を十分考慮して、仮設、施工方法及び安全対策等、工事目的物を完成するための一切の手段について、請負者の責任において定めるものとする。なお、「見積参考資料」の有効期限は、本工事の入札（見積）日までとする。
6. **提示**とは、「共仕」第1編第1章1-1-2用語の定義18.のほか、請負者が検査職

員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。

7. 「共仕」第1編第1章1-1-2 用語の定義「19. 報告」及び同「20. 通知」において、契約書第18条に該当しない軽易な事項については、書面にかえ、口頭、ファクシミリ、電子メール、情報共有システム等の手段で知らせる（以下、「連絡」という）ものとする。

また、「連絡」とした場合「共仕」第1編第1章1-1-2 用語の定義「21. 書面」（1）でいう書面への差し替えは要しない。

8. 工事検査とは、「共仕」第1編第1章1-1-2 用語の定義24. のほかに、施工途中段階に行う、完済部分検査、既済部分検査、中間技術検査、部分使用検査をいう。
9. 納品とは、請負者から発注者に対して、工事に係わる完成図書や工事施工に係わる書類等設計図書で定められた書類を完成時に引き渡すことをいう。

特仕1-1-3 設計図書の照査等

1. 「設計図書の照査ガイドライン」の対象工種を含む場合は、照査要領（案）に基づき照査を実施するものとする。
2. 請負者は、**設計図書**において「工事監理連絡会」の開催工事であることを明示された場合は、当該工事の施工業者、その設計を担当したコンサルタント、関係の測量・地質調査を担当した業者並びに発注者が参加して、設計図と現場の整合性の**確認**及び設計意図の伝達等を行う「工事監理連絡会」を必要な時期に開催し、当該工事に関し必要な設計変更の内容の**確認**、その実施者、負担者を明確にするものとする。

請負者は、「設計図書の照査ガイドライン」により設計照査等を実施し、現場不一致及び設計意図等（構造物等）を**確認**する必要がある場合は、**書面**により発注者に「工事監理連絡会」の開催を要請するものとする。また、発注者が請負者に設計意図を伝達する必要があると判断した場合は、発注者の発議により開催する場合がある。

特仕1-1-4 施工計画書

1. 請負代金額が2千万円以下の工事・単価契約工事については、**設計図書**に示す場合を除き、「共仕」第1編1-1-4 施工計画書の1項の（3）～（8）・（10）の事項は省略することができるものとする。
2. 請負者は、「共仕」に基づく**施工計画書の提出**に際して、その内容のヒアリングを総括監督員から求められたときは応じなければならない。
3. 総合評価落札方式を適用して入札手続きを行った工事を受注した請負者は、技術提案書のすべての提案に基づく施工方法等を**施工計画書**に記載しなければならない。
ただし、技術提案書の提案のうち、発注者が採用を認めないことを**通知**した提案については、**施工計画書**に記載してはならない。
4. 請負者は、「共仕」第1編1-1-4 施工計画書2項による変更施工計画書の提出については、変更部分のみを作成のうえ監督職員に説明するとともに、提出済みの施工計画書に変更箇所を追加もしくは削除することで提出に代えるものとする。

特仕1-1-5 工事カルテ作成、登録

1. 「共仕」第1編1-1-5の「工事カルテ」は、「登録のための確認のお願い」に、「工事カルテ受領書」は、「登録内容確認書」にそれぞれ読み替えるものとする。
2. 請負者は、完成時に作成する工事实績情報としての「登録のための確認のお願い」は最終契約変更の内容を登録しなければならない。

特仕1-1-10 施工体制台帳

1. 請負者は、監理技術者を置く工事にあつては、所定の様式により施工体制台帳を作成し工事現場に備えるとともに、監督職員または検査職員から要求があった場合はすみやかに**提示**しなければならない。

なお、様式には監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）の顔写真、氏名、生年月日、所属会社名を記載するものとする。

2. 請負者は、監理技術者を置く工事にあつては、監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させるものとする。

<名札の例>

監理（主任）技術者	
写真 2 cm×3 cm 程 度	氏名 ○○ ○○ 工事名 ○○改良工事 工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日 会社 ◇◇建設株式会社
	印

注1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注2) 所属会社の社印とする。

3. 施工体系図に記述する工事内容は、**契約図書**の工種区分との対比がわかりやすいように記述すること。ただし、詳細になりすぎないように留意する。
4. 請負者は、「土木工事書類作成提出要領」で定める様式に施工体制を記載し、施工体系図と共に下請負契約締結後および変更が生じた都度監督職員へすみやかに**提出**するものとし、これをもって「共仕」第1編1-1-10 施工体制台帳第1項で定める提出に代えるものとする。

特仕1-1-12 調査・試験に対する協力

1. 請負者は、**設計図書**において諸経費動向調査の対象工事であることを明示された場

合は、別途調査要領等に基づき調査票の作成を行い、調査票は工事完了後速やかに提出するものとする。また、調査票の聴き取り調査を実施する場合はこれに協力するものとし、調査票の根拠となった契約書等を**提示**するものとする。

2. 請負者は、**設計図書**において施工形態動向調査の対象工事であることを明示された場合は、調査にあたって調査職員と打合せの上実施するものとする。

特仕1-1-18 建設副産物

1. 請負者は、**設計図書**において建設発生土情報交換システムの対象工事であることを明示された場合は、工事の実施に当たって土量、土質、土工期等に変更があった場合、監督職員が**通知**する「登録工事番号」を用いて、速やかに当該システムのデータ更新を行い、その更新について監督職員に**連絡**するものとする。

なお、これにより難しい場合には、監督職員と**協議**するものとする。

2. 特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置

- (1) 請負者は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）以下「建設リサイクル法」という」に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化については、設計図書に積算条件を示しているが、工事請負契約書「7 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と請負者の間で**確認**される事項であるため、発注者が積算上条件明示した事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

但し、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は**設計図書**について監督職員と**協議**するものとする。

- (2) 請負者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を**書面**に記載し、監督職員に**連絡**しなければならない。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、**書面**は「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式

1「再生資源利用計画書（実施書）」及び様式2「再生資源利用促進計画書（実施書）」を兼ねるものとする。

- (3) 単価契約等の場合は（1）の「なお、本工事における」以前を下記に読替えるものとする。

請負者は本作業において1件の指示書の作業内容が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）以下「建設リサイクル法」という。第9条第1項に該当する場合は、本法に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

3. 建設副産物情報交換システムの登録

請負金額が100万円以上の工事は、建設副産物情報交換システム（以下「システム」という。）の登録対象工事であり、請負者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録

情報の変更が生じた場合は速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。

なお、これにより難しい場合には、監督職員と**協議**するものとする。

4. 建設副産物情報交換システムの活用

- (1) 請負者は、**施工計画書**提出時、及び工事完成時に、発注者への報告書式として、建設副産物情報交換システムの CREDAS 機能を使用して、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成・印刷し、発注者に**提示**するものとする。
- (2) 請負者は、建設リサイクル法第11条の対象工事については、**施工計画書**提出時において、発注者への報告書式として、建設副産物情報交換システムの CREDAS 機能を使用して、建設リサイクル法第11条様式（様式イ・ロ）を作成・印刷し、監督職員に**提示**する。

特仕 1－1－19 工事完成図

1. 請負者は、設計図書に従って工事完成図を作成し、完成時に**納品**するものとする。
2. 請負者は、設計図書において道路工事完成図等作成の対象工事と明示された場合「道路工事完成図等作成要領（国土技術政策総合研究所資料、平成20年3月）」に基づいて作成した電子データを電子媒体で**納品**しなければならない。
3. 請負者は、本要領に基づき、国土技術政策総合研究所がホームページ上に無償で公開している本要領に対応したチェックプログラムによるチェックを行い、エラーが無いことを確認した後、ウィルス対策を実施した上で電子媒体を**納品**しなければならない。

特仕 1－1－23 施工管理

1. **設計図書**に（ ）書の寸法を明示した項目には、規格値を適用しないものとする。
2. 数量総括表の（ ）書数量は、「数量算出要領」に基づき算出されたもので参考数値とする。
3. 請負者は、出来形管理基準および品質管理基準により施工管理を行い、その記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、完成時に納品するものとする。なお、施工途中において監督職員または検査職員から請求があった場合はすみやかに**提示**しなければならない。
4. 請負者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じた場合には直ちに監督職員へ**連絡**し、その対応方法等に関して**協議**するものとする。また、損傷が請負者の過失によるものと認められる場合、請負者自らの負担で原形に復旧しなければならない。
5. 請負者は、工事中に物件を発見または拾得した場合、直ちに監督職員および関係官公庁へ**連絡**し、その指示を受けるものとする。

特仕 1－1－26 工事中の安全確保

1. 「共仕」第1編1－1－26 工事中の安全確保の第1項でいう建設機械施工安全技術指針は、建設機械施工安全技術指針（建設省建設経済局建設機械課長 平成6年11

月1日、最終改正国土交通省大臣官房技術調査課長・総合政策局建設施工企画課長
平成17年3月31日)によるものとする。

2. 地下埋設物の近接作業における事故防止については、「地下埋設物の事故防止マニュアル」(平成20年6月13日付け国部整技管第46号、国部整河工第8号、国部整道工第39号)によるものとする。

3. 情報BOX等の埋設管路の事故防止

(1) 総則

本項目は、中部地方整備局が管理する国道に埋設及び添架されている情報BOX・IRN(以下「情報BOX」という)施設の周辺で行われる工事による事故を未然に防止し、これら施設の安全確保及び各種管理台帳の精度の一層の充実を図るために、統一的な手順・方法・**確認**等を取りまとめたものである。

なお、本工事の対象工事(以下「工事」という)は下記のとおりとする。

- ① 情報BOXが埋設されている区間において、掘削及び付属物の建込みを伴う工事(路面切削工・舗装打替工・管路推進工・舗装切断等を含む。)
- ② 橋梁等に添架されている情報BOXの移設及び撤去を伴う工事。(橋梁補修工・トンネル補修工・橋梁補強工・塗装工等含む)

(2) 事故防止に関する施工手順

- 1) 請負者は、図1-1に示す情報BOXの「事故防止のための手順」に従い、必要な措置を講ずるものとし、工事着手に先立ち当該措置の技術上の管理を担当する。

埋設物責任者(主任技術者又は監理技術者とする)を選任の上、**施工計画書**に記載するものとする。この者を変更した場合も同様とする。

- 2) 発注者は埋設物責任者に、工事着手前の準備にあたり、工事完成図・道路台帳・情報BOX台帳等必要な資料を貸与するものとする。
- 3) 請負者は、上記2)の各種台帳等での位置把握を行った後、ケーブル探索器を使用し、情報BOXの位置**確認**及び現場位置出し(各点のマーキング等)を行うとともに、埋設物責任者はその結果を**書面**に取りまとめ、監督職員と**協議**するものとする。

なお、ケーブル探索器については、必要に応じ発注者から貸与するものとする。

- 4) 請負者は、上記3)の結果に基づき、監督職員及び入溝者(代表者が決定している場合は代表者でも可とする。)の**立ち会い**のもと埋設物件の試掘位置を、(3)1)項に基づき決定するとともに、情報BOXの〔試掘に係る確認書〕(以下「確認書」という)を取りまとめ、様式-1により、監督職員に**報告**しなければならない。
- 5) 埋設物責任者は試掘前に試掘施工担当作業員を現地で**立会**させ埋設物件及び試掘位置の再確認を行うとともに、(3)2)項により安全施工の徹底について教育しなければならない。

また、試掘の結果埋設位置が不明の場合は再度、埋設位置の再確認を行い試掘を行わなければならない。

また、試掘に当たっては必要に応じ、監督職員等の**立会**を求めることができる。

なお、作業日毎の試掘結果を監督職員に電話等で**連絡**するとともに、試掘完了後は情報BOXの確認書を取りまとめ、様式－2により、監督職員に**報告**しなければならない。

- 6) 埋設物責任者は工事施工完了後、情報BOXの埋設位置の変更があった場合は、埋設標等の設置を行うとともに各管理台帳図書の修正及び現場写真を添え、情報BOXの確認書を取りまとめ、様式－3により、監督職員へ**報告**しなければならない。
- 7) 監督職員は、上記 6) の**報告**を受けた場合はその内容について**確認**をするものとする。
- 8) 工事の検査職員は、情報BOXの確認書（様式－1～3）に基づき、管理台帳図書の修正がある場合は検査するものとする。
- 9) 請負者は、情報BOXの配管が露出管の場合で、工事により移設・撤去等の必要が生じた場合も、上記事故防止に関する施工手順に従い施工しなければならない。

(3) 試掘位置の決定及び試掘方法

- 1) 請負者は、試掘位置の決定を下記のとおり行わなければならない。
 なお、下記によりがたい場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。

① 直線部

道路の直線部において、通信ケーブル等が入線されている場合は図1－2①に示す様に約50m以下の間隔で、入線されていない場合は約100m以下の間隔で試掘位置を決定するものとする。

② 平面屈曲部

a. 路面内障害物箇所

マンホール等の設置により情報BOXの配管を曲げて布設等している場合は、図－2②aに示す様に変化点について試掘位置を決定するものとする。

b. 施工位置特定箇所

ガードレール等、施工箇所が特定できるものについては、図1－2②bに示す様に施工箇所での試掘位置を決定するものとする。

また、ガードレールと平行して情報BOXの管路が見込まれる場合は、直線部に準じて試掘位置を決定するものとする。

なお、埋設物責任者は、情報BOX施設と工事施工箇所の離隔が十分確保されることが明らかな場合で上記 a, bによりがたい場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。

③ 縦断屈曲部

横断構造物等の箇所で、情報BOXの配管が上越と特定できる箇所については図1－2③に示す様に横断構造物の天端の起・終点について試掘位置を決定するものとする。

また、橋梁添加部手前や露出立ち上がり部付近において、縦断の屈曲が想定される箇所についても必要に応じ試掘位置を決定。

- 2) 請負者は、試掘方法及び露出管通信ケーブルの**確認**方法を、下記のとおり行わ

なければならない。

- ① 試掘にあたっては、情報BOXの損傷を避けるため、重機、動力機械の使用は確実に影響しない範囲のみとする。また、情報BOXの位置が不確実と思われる箇所及び情報BOXに50Cm程度に近接したと想定又は判断される箇所からは、人力による施工機具または手堀にて慎重に作業を行わなければならない。
- ② 露出管において、施工上やむを得ず管路切断等を行う必要が生じた場合は、露出管の通信ケーブルの入線管路が既存資料等により特定できた場合でも、必ずケーブル探索器等により通信ケーブルの入線管路を再確認した上で施工しなければならない。

なお、切断する場合は、管の肉厚等が薄いことから切断方法は、鉄鋸などによる手びき作業を原則とする。

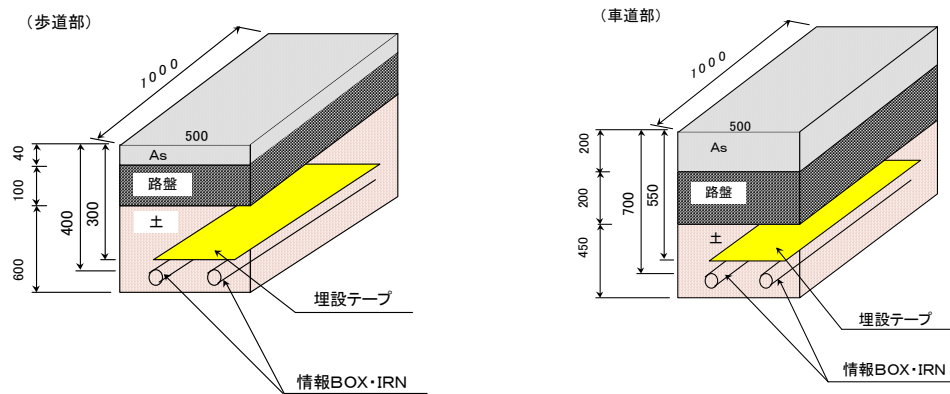
(4) 情報BOXの確認書の提出

- 1) 埋設物責任者は、工事の事前・施工中・施工後において情報BOXの確認書（様式－1～3）にて、工事の施工に関する所要の事項を記入し、監督職員に**報告**しなければならない。
- 2) 埋設物責任者は施工後において、各管理台帳図書の修正が無い場合でも様式－3にて監督職員に**報告**しなければならない。

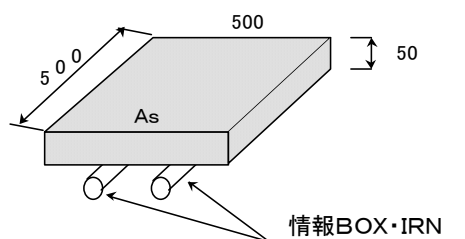
(5) 試掘の形状

- 1) 試掘の形状は、下記を標準とする。

① 直線部及び平面屈曲部



② 縦断屈曲部



情報BOX・IRNの〔事故防止のための手順〕

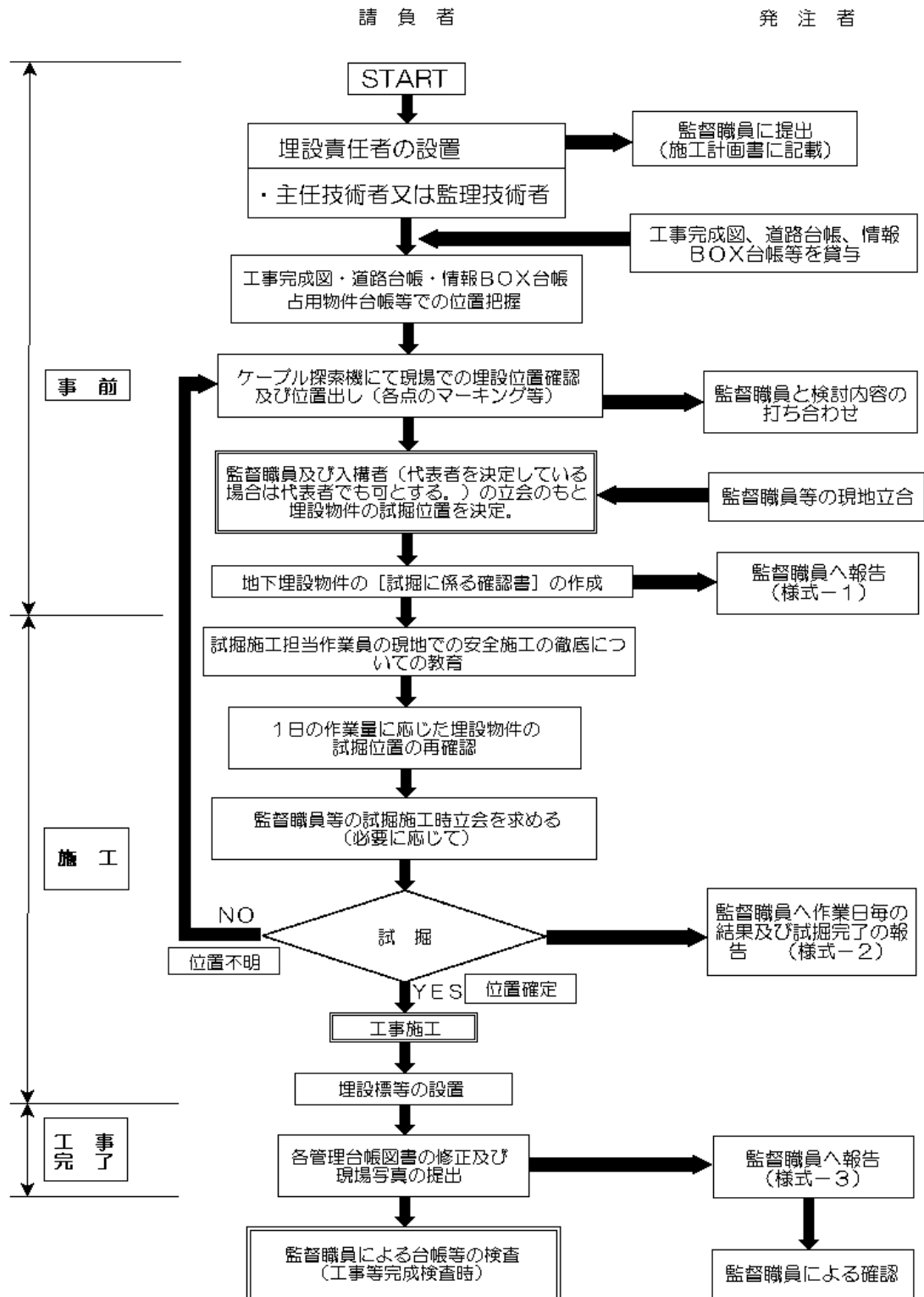
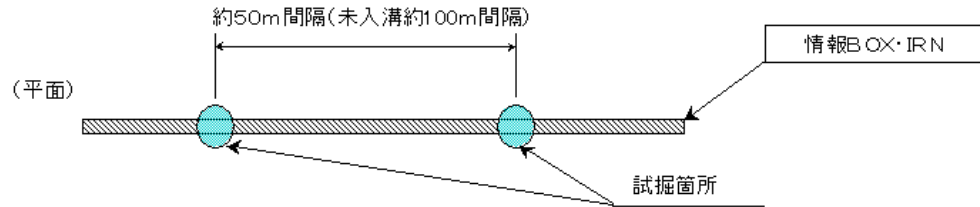


図1－1

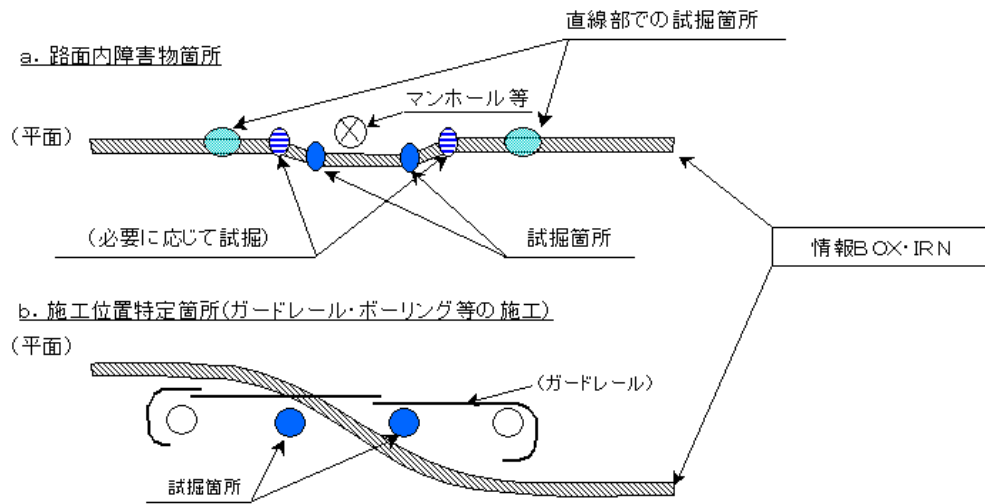
情報BOX・IRNの〔試掘位置の決定〕

①直線部



※ケーブル入溝の場合は約50m間隔、未入溝の場合は約100m間隔で試掘を行うこと。

②平面屈曲部



③縦断屈曲部

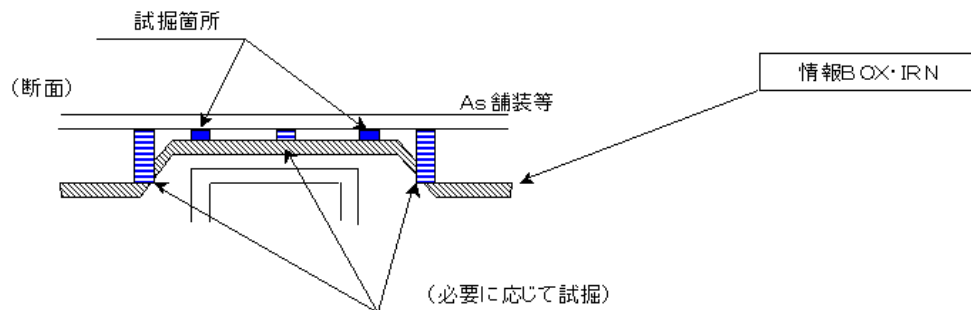


図1-2

4. 請負者は、「共仕」第1編1－1－26 工事中の安全確保の4項のほか、風に対しても注意を払わなければならない。

5. 工事現場のイメージアップは、地域との積極的なコミュニケーションを図り、現場で働く関係者の意識を高めるとともに関係者の作業環境を整えることにより、公共事業の円滑な執行に資することを目的とする。よって、請負者は、施工に際しこの主旨を理解し発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施しなければならない。

なお、**設計図書**において、イメージアップ対象工事と明示された場合は、下記により実施しなければならない。

(1) イメージアップは、次表の内容の内、原則として各計上費目毎に1項目以上で計5項目以上（工事説明板を含む）を実施するものとする。ただし、地域とのコミュニケーション4. デザイン工事看板は、（7）の工事説明板として必ず実施すること。

なお、イメージアップの具体的な内容は、すでに一般化している美装化などとしな

	内 容
仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設、4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実、6. 環境負荷の低減
営繕関係	1. 現場事務所の快適化 2. 労働者宿舍の快適化 3. デザインボックス（交通誘導員待機室） 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備および厚生施設の充実等
安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報機等） 3. 避暑・防寒対策
地域とのコミュニケーション	1. 完成予想図 2. 工法説明図 3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ、 8. 地域対策費等（地域行事等の経費を含む） 9. 社会貢献

- (2) イメージアップの具体的な実施内容・実施期間は、「共仕」第1編1-1-4 施工計画書第1項(13)現場作業環境の整備に**記載**するものとする。
- (3) 工事完成時にイメージアップの実施写真を**提出**するものとする。
- (4) 下記項目に係るイメージアップは、請負者が自主的に判断し、自らの負担で実施することを原則とする。
- ・作業服
 - ・室内装飾品等
- (5) 柵等の図柄、規格等
- バリケード等を一般交通の用に供する場所に設置する場合は、バリケード等の設置目的を損なわないこと。
- 参考図書：「建設工事公衆災害防止対策要綱の解説（土木工事編）」
- (6) (1)の工事説明板の表示内容は次のとおりとする。

工事の必要性	どうして当該工事を行う必要があるのか、できるだけ分かりやすく示すこと。（注：工法など工事内容の説明のみではいけない。）
工事の期間等	この工事がいつまで続くのか、今どの部分の工事を行っているのかが分かるように、工事進捗図等により表示すること。
事業者及び施工者	担当課、出張所等、現場代理人等を記入すること。担当者等の似顔絵とコメントを入れるなど、親近感がわくように工夫すること。
問 合 せ 先	平日、休日、昼間、夜間それぞれ違う場合は、別々に表示すること。
そ の 他	広報したい情報（財源、関連工事等）

- (7) 工事説明板の設置場所は、見学者・地域住民及び施設（道路・河川・公園等）利用者の目につくところとする。ただし、安全上支障のない場所とする。

- (8) 工事説明板の設置期間は、対象工事期間中とする。

6. 請負者は、**設計図書**で安全提案モデル工事であることを明示した場合は、下記により実施しなければならない。

- (1) 請負者は、作業員を主体とした安全検討会を組織するとともに、その運営方法については自主的に決定させるものとし、運営計画書を施工計画書に**記載**しなければならない。
- (2) 請負者は、安全検討会の提言は原則として受け入れるものとする。ただし、契約書・仕様書に定められた範囲以外の提言については監督職員に**報告**し、甲乙**協議**によって実施するものとする。
- (3) 請負者は、作業員に対して自主的に実施するよう、指導しなければならない。
- (4) 請負者は、安全検討会の提言および実施した状況の資料を整備・保管するとともに

に、監督職員または検査職員の請求があった場合は、すみやかに**提示**するものとする。

7. 請負者は、東海地震に係る地震防災対策強化地域における工事にあつては、東海地震注意情報が気象庁から出された場合には、工事中断の措置をとるものとし、これに伴う必要な補強・落下防止等の保全処置を講じなければならない。

また、東海地震に係る地震防災強化地域以外における工事にあつても、東海地震注意情報が気象庁から出された場合には、一般交通等第三者に対する安全及び工事現場内の安全を確保するための保全処置を講じなければならない。

- (1) 上記保全処置については、「共仕」第1編1-1-4 **施工計画書**の1項の(10)緊急時の体制及び対応に記載しなければならない。
- (2) 上記事実が発生した場合は、「共仕」第1編1-1-41(臨機の措置)の規定によるものとする。

- (3) 請負者は、上記の地震に限らず震度4以上の地震が発生した場合は、直ちに作業を中止するとともに現場内を点検し、その状況を監督職員に**連絡**するものとする。

また、震度3以上の地震が発生した場合は、現場内を点検し工事に影響を与える現場内の変化や破損が見られる場合は、状況を監督職員に**報告**するものとする。

8. 請負者は、足場を設置する場合、安全ネット及びシートを設け、作業床からの転落防止と落下物による事故防止に努めなければならない。

なお、足場に手すりを設ける場合は、作業床と上棧の間隔が75cmを越える場合は、その間に単管パイプ等により中棧を設け、その間隔は50cm以下としなければならない。

また、安全ネット・手すりについて、工事写真により実施状況を記録し、監督職員または検査職員の要求があった場合は、すみやかに**提示**するものとする。

9. 請負者は、工事施工中における作業員の転落・落下の防止のため、防護設備及び昇降用梯子等安全施設を設けなければならない。

10. 請負者は、工事中における作業員の労働災害防止を図るため昼休みを除いた午前・午後の各々の中間に15分程度の休憩を実施するものとし、**施工計画書**に具体的時間を記載しなければならない。

また、作業開始前に作業員に対し安全に関する指導を行わなければならない。

なお、上記の休憩時間及び安全に関する指導について実施記録を整理し、監督職員または検査職員の要求があった場合は、すみやかに提示するものとする。

11. 請負者は「共仕」第1編1-1-26 工事中の安全確保の6項に基づき、安全巡視者を定め次に上げる任務を遂行しなければならない。

- 1) 安全巡視者は、常に腕章を着用して、その所在を明らかにするとともに、**施工計画書**の内容、工事現場の状況、施工条件及び作業内容を熟知し、適時、作業員等の指導及び安全施設や仮設備の点検を行い、工事現場及びその周辺の安全確保に努めなければならない。

12. 請負者は「共仕」第1編1-1-26 工事中の安全確保の8項に基づいて下記に示す項目の具体的な安全・訓練の計画を作成し施工計画書へ**記載**しなければならない。

- (1) 工事期間中の月別安全・訓練等実施全体計画

- (2) 全体計画には、下記項目の活動内容について具体的に記述する。

- 1) 月1回の安全・訓練等の実施内容・工程に合わせた適時の安全項目
 - 2) 資材搬入者等一時入場者への工事現場内誘導方法
 - 3) 現場内の業務内容及び工程の作業員等への周知方法
 - 4) KY及び新規入場者教育の方法
 - 5) 場内整理整頓の実施
13. 請負者は、事業名、事業の内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。
- また、請負者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。
14. 請負者は、災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに監督職員及び関係機関に**連絡**しなければならない。
15. 請負者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに監督職員に**連絡**するとともに関係機関に通報し応急措置をとり、補修しなければならない。

特仕 1－1－28 後片付け

請負者は、工事の施設上必要な土地・立木・施設等を撤去又は損傷を与えた場合には原形同等以上に復旧しなければならない。

特仕 1－1－30 環境対策

1. 請負者は、トンネル坑内作業にあたり「共仕」1－1－30 環境対策6項の表1－2に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成14年4月1日付け国総施第225号）」又は「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付け国総施第215号）」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。

なお、トンネル工事用排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置（黒煙浄化装置付）を装着した建設機械を使用することで、トンネル工事用排出ガス対策型建設機械と同等と見なす。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と**協議**するものとする。

2. 請負者は、「共仕」1－1－30 環境対策7項の**協議**を行う前に次の①及び②について**確認**するものとする。

① 調達した建設機械が「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（平成9年建設省告示第1536号）」（以下「新基準」と呼ぶ。）に適合している

か、該当建設機械のメーカーに**確認**するものとする。

- ② 調達した建設機械が建設機械メーカーによる騒音対策を施すことにより新基準に適合するか、該当建設機械のメーカーへ**確認**するものとする。

低騒音型建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場における稼働状況等を整理し、監督職員または検査職員の要求があった場合はすみやかに**提示**するものとする。

3. セメント及びセメント系固化材による地盤改良及び安定処理等の土砂とセメント及びセメント細化材を攪拌混合を行う土質を使用する場合は、下記によるものとする。

- (1) 「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」により六価クロム溶出試験を実施しなければならない。

- (2) 配合設計段階の試験結果が土壤環境基準（環境庁告示第 46 号、平成 3 年 8 月 23 日）を越える場合は基準内に納まるよう**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。

4. 請負者は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 12 年法律第 100 号。「グリーン購入法」という。）第 7 条に規定され、第 6 条の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に即して策定された、「環境物品等の調達の推進を図るための方針 国土交通省」により事業毎の特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、環境物品等の調達を推進しなければならない。各資材等の適用については、「特定調達品目調達ガイドライン（案）（中部地方整備局）」を参照する。また、「特定調達品目調達ガイドライン（案）（中部地方整備局）」により資材等を変更をする場合は、監督職員と**協議**するものとする。

5. 請負者は、本工事（移動を伴う工事または維持的な工事を除く）で設置する道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和 47 年 2 月）の保安施設標準様式図に示す標示板及び河川工事の工事看板には、間伐材を使用することとし、この場合以下のとおりとするとともに、参考図を下記に示す。

- ① 工事看板等の下地に所定の色彩が定められているものについては、木目上に直接文字を書かずに下地を施してから規定された文字等を書く。

- ② 工事看板等の下地に所定の色彩が決められていないものについては、出来るだけ見やすい工夫を図る。

ただし、供給状況によりこれにより難しい場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。

また、工事現場のイメージアップのための工事説明板、掲示板及びバリケード等についても積極的に使用していくものとする。

前記の工事看板等の設置にあたっては、**施工計画書**にその設置計画を記載するものとする。

6. **設計図書**に家屋調査の必要性が示された場合は下記によるものとする。

- (1) 請負者は、**設計図書**に示された家屋等を「工損調査標準仕様書」に基づき、調査を実施しなければならない。

また、得られた調査結果については速やかに監督職員に**提出**するものとする。

- (2) 請負者は、現場状況等により家屋調査等が必要と判断される場合は**設計図書**について監督職員と**協議**するものとする。
7. 請負者は、「石綿障害予防規則（平成 17 年 7 月 1 日施行）」に基づき、石綿等の使用の有無の調査、建築物、又は工作物解体等の作業方法、費用又は工期等について別途監督職員と**協議**するものとする。
8. 請負者は、環境への影響が予知されまたは発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督職員に**連絡**し、監督職員の指示があればそれに従わなければならない。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に**連絡**し、指示があればそれに従うものとする。

特仕 1－1－32 交通安全管理

1. 請負者は、安全管理については、下記によるものとするが、現場の実状に応じた施工方法等により、交通管理を実施しなければならない。
- (1) 運搬・輸送計画
- ① 共通仕様書 1－1－32 交通安全管理 3 項でいう交通安全輸送に関する必要な事項の計画については、施工計画書に記載するものとし、書面の**提出**に代えるものとする。
- (2) 交通規制及び標識
- ① 請負者は、**設計図書**に交通管理図を明示した場合には、これにより施工しなければならない。
- ② 請負者は、夜間開放時には保安灯等を設置するものとし、工事期間中は保安灯・バリケード等の保守点検を実施しなければならない。
- ③ 請負者は、施工上やむを得ず交通規制を実施する必要がある場合は、実施予定日より 1 ヶ月以上前に監督職員に申し出るとともに、関係機関に所定の手続きをとらなければならない。
- なお、実施にあたっては規制の計画を監督職員に**提出**するとともに、関係機関から**指示**された事項を行わなければならない。
- ④ 請負者は、工事に伴い車線規制等を実施する場合は、一般交通車両による「もらい事故」防止対策として、施工箇所の先端部付近に適時標識車等を配置するものとし、作業員の安全確保に努めなければならない。標識車等の仕様については表 1－1 のとおりとするが、これにより難しい場合は**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。また、交通標識車等の配置等を示した交通規制処理図を規制方法に応じ作成しなければならない。「共仕」第 1 編 1－1－4 の (11) 交通管理に記載しなければならない。

表 1－1 標識車等の仕様

項 目	数量・規格	配 置 等
クッションドラム	2 個	標識車の前方 5 m 程度に設置
標識		道路工事保安施設設置基準（案）（昭和47年 2 月）の⑪に準ずる（標識のベース車両に搭載） ただし、施工現場が移動しない工事は固定とする。
標識のベース車両	2 t トラック	
体感マット	幅 200mm 厚 6 mm	施工現場の渋滞状況を勘案し、適切な位置に設置

注：体感マットについては、設置することが現場状況に不適な場合は、監督職員と協議するものとする。

（3） 交通誘導員

- ① 請負者は、工事の施工に伴って、工事車両の出入口及び交差道路等に対し、一般交通の安全誘導が必要となる箇所には、交通の誘導・整理を行う者（以下「交通誘導員」という。）を配置し、公衆の交通の安全を確保しなければならない。
 - ② 請負者は、現道上又は現道に近接して行う工事で、やむを得ず工事用材料・機械器具等を工事区間に保管する場合には、監督職員の**承諾**を得て一般交通の安全を確保し、所定の標識その他安全施設を設け、状況によっては交通誘導員を配置しなければならない。
 - ③ 請負者は、交通誘導員のうち 1 人は有資格者（平成 17 年警備業法改正以降の交通誘導警備業務にかかる 1 級又は 2 級検定合格者）としなければならない。
 - ④ 請負者は、有資格者の配置にあたっては、公安委員会の検定資格の写しを保管し、監督職員または検査職員の要求があった場合は、すみやかに**提示**するものとする。
 - ⑤ 請負者は、有資格者が配置できない理由がある場合は、監督職員の承諾を得て交通の誘導・整理の実務経験 3 年以上の者とする事ができる。その場合は、経歴書を監督職員に提出するものとする。
但し、有資格者の配置が義務付けられた路線は除く。
2. 請負者は、道路工事保安施設設置基準（案）により設置する保安灯のうち、電源に商用電力を用いるものにあつては停電等に対処するために乾電池式保安灯を併用しなければならない。
 3. 請負者は、設置した保安施設が常に良好な状態を保つよう、日々の保守点検を行わなければならない。
 4. 請負者は、道路事業において「道路工事保安施設設置基準（案）」の標識番号⑦を設置する場合は、図 1－3 を参考に標識を作成しなければならない。

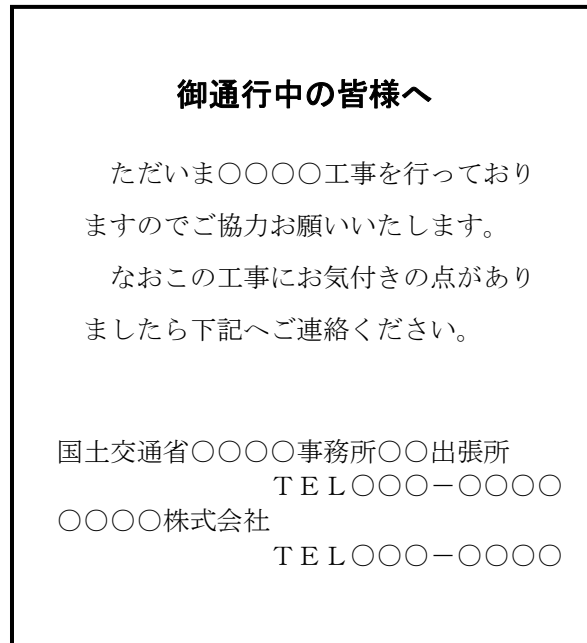


図1-3 標識⑦

5. 請負者は、現場拡幅等の工事で仮区画線の施工にあたっては、現地の地形的条件・交通量・供用期間・公安委員会の意見等を検討のうえ**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。
6. 共仕1-1-32 交通安全管理12項における道路法47条の2に基づく通行許可の**確認**において、請負者は下記の資料を整理保管するとともに、監督職員または検査職員の要求があった場合はすみやかに**提示**しなければならない。
車両制限令第3条における一般的制限値を越える車両について
 - ① **施工計画書**に一般制限値を越える車両等を記載
 - ② 出発地点、走行途中、現場到着地点における写真（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真）なお、走行途中の写真撮影が困難な場合は監督職員の**承諾**を得て省略できるものとする。
 - ③ 通行許可証の写し
 - ④ 車両通行記録計（タコグラフ）の写し（夜間走行条件の場合のみ）なお、大型建設機械の分解輸送については「大型建設機械の分解輸送マニュアル」（平成10年3月（社）日本建設機械化協会）を参考とし、組立解体ヤードが別途必要となる場合は**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。
7. 請負者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。なお、故障により二次災害を招く恐れがある場合は、直ちに応急の措置を講じるとともに監督職員及び関係官公庁に**連絡**しなければならない。

特仕1-1-35 官公庁等への手続等

1. 請負者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行うものとする。請負者は、交渉に先立ち、監督職員に事前に**連絡**の上、これら

の交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。

2. 請負者は、鉄道と近接して工事を施工する場合の交渉・協議及び他機関との立会等の必要がある場合には、監督職員に連絡し、これにあたらなければならない。
3. 請負者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に連絡し、指示があればそれに従うものとする。

特仕 1-1-36 施工時期及び施工時間の変更

請負者は、設計図書に明示された場合を除き、年末年始の休日等における期間は20日間程度、夏期観光及び帰省ラッシュ期間においては10日程度、4月下旬から5月上旬における連続する祝祭日及び休日の期間においては10日程度、交通規制を行う道路上での工事を施工してはならない。

特仕 1-1-37 工事測量

請負者は、工事施工に必要な仮水準点、多角点、基線、法線、境界線の引照点等を設置し、施工期間中適宜これらを確認し、変動や損傷のないよう努めなければならない。変動や損傷が生じた場合、監督職員に連絡し、ただちに水準測量、多角測量等を実施し、仮の水準点、多角点、引照点等を復元しなければならない。

特仕 1-1-39 特許権等

請負者は、業務の遂行により発明または考案したときは、監督職員に連絡するとともに、これを保全するために必要な措置を講じなければならない。
また、発明または考案の内容と出願及び権利の帰属等については、発注者と協議するものとする。

特仕 1-1-40 保険の付保及び事故の補償

1. 請負者は、工事現場または事業場内に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示しなければならない。

特仕 1-1-41 臨機の措置

請負者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、請負者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに監督職員に連絡しなければならない。

特仕 1-1-42 公共工事等における新技術活用の促進

請負者は、新技術情報提供システム（NETIS）等により、使用することが有用な新技術等が明らかになり当該技術による施工を行おうとする場合は、その施工について監督職員と協議または報告するものとする。

特仕 1-1-43 主任技術者及び監理技術者

1. 請負者は、契約書第10条に規定する主任技術者又は、監理技術者を定める場合で、当該工事が一般土木工事である場合には、表1-2に示す請負代金額に該当する主任技術者又は、監理技術者を選任するものとし、経歴書に該当項目を記載し、合格証明書等の写しを通知書に添付して監督職員に提出するものとする。

表1-2 主任技術者又は監理技術者の資格

請負代金額	主任技術者又は監理技術者	
10,000万円以上	次のイ、ロ又はハに掲げる者 イ 建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定（以下「技術検定」という。）のうち検定種目を一級の建設機械施工又は一級の土木施工管理とするものに合格した者 ロ 技術士法（昭和32年法律第124号）による本試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）又は林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者 ハ 建設業法第15条2号ハの規定により建設大臣が同条2号のイと同等以上の能力を有するものと認定した者。ただし、許可業種により指定を受ける。	
4,500万円以上 10,000万円未満	主任技術者は、次のイ又はロに掲げる者 イ 建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定（以下「技術検定」という。）のうち検定種目を一級若しくは二級の建設機械施工又は一級若しくは二級の土木施工管理とするものに合格した者 ロ 上欄ロ、ハに掲げる者	監理技術者は、次のイ又はロに掲げる者 イ 建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定（以下「技術検定」という。）のうち検定種目を一級の建設機械施工又は一級の土木施工管理とするものに合格した者 ロ 上欄ロ、ハに掲げる者

2. 請負者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者及び監理技術者（以下技術者等という）を変更できるものとする。

変更については、下記を満足することを条件とする。

- 1) 病休、退職、死亡、その他の事由等の場合。
- 2) 工場製作と現場施工を同一工事で行う場合で交代しても支障がないと認められる場合

- 3) 工事の進捗状況等現場の施工実態、施工体制等を考慮して途中交代しても支障がないと認められる場合。
- 4) 上記3)において途中交代を認める際の現場対応
 - ① 交代後の技術者に求める資格及び工事経験は、交代日以降の工事内容に相応した資格及び工事経験で、契約関係図書に示す事項を満たすものとする。
 - ② 技術者の交代に際し、継続的な業務が遂行できるよう、新旧の技術者を7日以上の間重複配置することを求め、適切な引継を確保するものとする。
 - ③ 工事期間内においては、1年間に2回程度を超えない範囲で認めるものとする。
3. 請負者は、専任の者でなければならない監理技術者を建設業法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証（以下「資格者証」という。）の交付を受けている者のうちから、これを選任するものとし、経歴書に当該資格を記載し、資格者証の写しを通知書に添付して監督職員に**提出**するものとする。
4. 請負者は、当該工事が工場製作後、現場据付作業を伴う工事の場合は、工場製作時および現場据付時のそれぞれに従事する専任の主任技術者又は監理技術者を「共仕」第1編1-1-4 **施工計画書**に記載しなければならない。
5. 請負者は、現場代理人等通知書を工事請負契約締結日から7日以内に**提出するもの**とする。
6. 請負者は、一般競争入札、公募型及び工事希望型指名競争入札で契約した工事については、契約前に**提出**した技術資料に記載した主任技術者又は監理技術者を配置しなければならない。
 なお、配置技術者が病休、死亡、退職等の極めて特別な場合に限り配置技術者を変更できるものとする。

特仕1-1-44 低入札価格調査制度の調査対象工事

1. 予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、請負者は「低入札価格調査制度調査対象工事に係る監督体制等の強化」の追加として、下記の調査に協力しなければならない。
 - (1) 請負者は、下請者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては、共通費実態調査票）等の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に**提出**するものとする。なお、調査票等については、別途監督職員から**指示**するものとする。
 - (2) 請負者は、**提出**された間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては、共通費実態調査票）等について、費用の内訳のヒアリング調査に応じるものとする。
 この場合においては、請負者は下請者についてもヒアリングに参加させるものとする。
 - (3) 工事コスト調査（調査結果でも可）に係わる資料は、下記のとおりとし中部地方整備局等のホームページにより公表する。

資 料 名	内 訳
低価格理由とその詳細	該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表－1	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－2	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－3	元請の手持ち資材の当初と実績の比較
比較表－4	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較
比較表－5	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表－6	労働者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－7	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表－8	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査（工事費）	元請、下請の工事費内訳書

2. **設計図書**において、低入札工事における監督の強化（常時**確認**の実施）を行う対象工事と明示され、予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合は、以下の工種について監督を強化するため原則毎日1回以上の常時**確認**を実施する。

- ① 重要構造物（コンクリート構造物）・・・鉄筋組立時、コンクリート打設時
- ② 鋼橋上部工・・・架設時、現場溶接時
- ③ PC上部工・・・鉄筋組立時、コンクリート打設時、緊張時
- ④ 基礎工・・・鉄筋組立時、コンクリート打設時、根入深度計測時
- ⑤ 土工（小規模土工は除く）・・・転圧時、現場密度測定時、プルフローリング時
- ⑥ As舗装・・・転圧時、合材温度測定時、密度測定時
- ⑦ 地盤改良工・・・グラウト時、改良深度計測
- ⑧ アンカー工（グラウンドアンカー）・・・削孔時、アンカー体挿入時、グラウト注入時
- ⑨ トンネル・・・鉄筋組立時、コンクリート打設時、ロックボルト打設時
- ⑩ 骨材製造・採取時、底面処理、コンクリート打設時

3. **設計図書**において、低入札契約におけるモニターカメラの設置を行う対象工事と明示され、予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合は、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行うものとする。

なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担とする。

特仕1－1－45 河川管理施設及び道路附属物並びに占用物件

1. 請負者は、工事施工箇所に占用物件が予想される場合には、工事の施工に先立って地下埋設物件等の調査を行わなければならない。

また、施工の障害となる占用物件がある場合は、占有者とその処置について打合せを行い、監督職員に**報告**しなければならない。

2. 請負者は、工事の施工により河川管理施設及び道路附属物並びに占用物件に損傷を

与えた場合には、直ちに応急処置をとり監督職員に**報告**するとともに、関係機関に連絡し復旧処置を講じなければならない。

3. 請負者は、工事途中で管理者不明の占有物件を発見した場合には、監督職員に**報告**し、その処置は予想される占有者の立ち会いを得て管理者を明確にしたうえで処置しなければならない。
4. 請負者は、工事区域内で占有工事等と競合する場合には、必要に応じ工程等について打合せを行い、両者協力のもとに工事の円滑化と事故防止を図らなければならない。
なお、工事中の責任範囲を明確にしておかなければならない。

特仕 1－1－46 踏荒し

1. 請負者は、用地付近又は官民境界付近に接して工事を行う場合には、地権者の了承を得て着手しなければならない。
2. 請負者は、官民境界付近に構造物を施工し、民地側を踏荒し又は民地側の構造物等に損傷を与えた場合には、別途条件を明示された場合を除き、復旧しなければならない。

特仕 1－1－47 かし担保

1. かしの修補又は損害賠償の請求期間は、公共工事請負契約書第 44 条第 2 項に示すほか、次のとおりとする。
植栽等 1 年以内
植栽等とは、樹木・地被類とする。
但し、移植及び根回し工事は適用除外とする。

特仕 1－1－48 電子納品

1. **追加特記仕様書**に明記なき場合は、電子納品の対象とする。
2. 成果品は、電子成果品とその他資料とし、電子成果品は「工事完成図書の電子納品要領（案）や CAD 製図基準（案）など関連する要領・基準（以下、「要領」という。）」に基づいて作成した電子媒体（CD-R）を 2 部**提出**する。「要領」で特に記載のない項目については、原則として電子データを**提出**する義務はないが監督職員と**協議**するものとする。
3. 電子納品の運用は、「電子納品運用ガイドライン（案）【土木工事編】など（以下、「ガイドライン」という。）」によるものとする。
4. 発注時に紙及び CAD 化されていない図面や資料の CAD 等電子化については監督職員と**協議**するものとする。
5. 「要領」「ガイドライン」で記載なき事項及び疑義が生じた場合は監督職員と**協議**するものとする。
6. 成果品の**提出**の際は、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーが無いことを**確認**した後、ウイルス対策を実施したうえで**提出**するものとする。
7. 「要領」及び「ガイドライン」の掲載箇所
掲載箇所：<http://www.cals-ed.go.jp/>

8. 事前協議チェックシートは、「事前協議チェックシート（工事用）（例）【中部地整用】」を利用すること。

掲載箇所： <http://www.cbr.mlit.go.jp/kikaku/cals/index.htm>

特仕 1－1－49 VE

1. 請負者は、**設計図書**においてVE提案対象工事であることを明示された場合は、下記により実施しなければならない。

（1）定義

「VE提案」とは、契約書第19条の2の規定に基づき、**設計図書**に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る**設計図書**の変更について、請負者が発注者に行う提案をいう。

（2）VE提案の範囲

- 1) VE提案を求める範囲は、**設計図書**に定められている内容のうち、以下の提案は原則として含めないものとする。
- ① 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。
 - ② 契約書第18条に基づき、条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。
 - ③ 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

（3）VE提案書の提出

- 1) 請負者は、前項のVE提案を行う場合は、次に掲げる事項をVE提案書（様式－1～4）に記載し、甲に**提出**するものとする。
- ① **設計図書**に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由
 - ② VE提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
 - ③ VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠。
 - ④ 発注者が別途発注する関連工事との関係。
 - ⑤ 工業所有権等を含むVE提案である場合、その取扱いに関する事項。
 - ⑥ その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項。
- 2) 発注者は、**提出**されたVE提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の**提出**を乙に求めることができる。
- 3) 請負者は、前項のVE提案を契約の締結日より、当該VE提案に係る部分の施工に着手する35日前までに、発注者に**提出**できるものとする。
- 4) VE提案の**提出**費用は、請負者の負担とする。

（4）VE提案の審査・採否等

提出されたVE提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ**設計図書**に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、VE提案として採用することを原則として審査を行い当該提案の採否を決定するものとする。

（5）提案の採否の通知

VE提案の採否については、原則として、VE提案の受領後14日以内に書面によ

り**通知**するものとする。ただし、請負者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、V E 提案を採用しなかった場合には、その理由を付して**通知**するものとする。

(6) V E 提案を採用した場合の設計変更等

- 1) V E 提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は**設計図書**の変更を行うものとする。
- 2) 前項の規定により**設計図書**の変更が行われた場合において、必要があるときは、発注者は請負代金額を変更するものとする。
- 3) 前項の変更を行う場合においては、V E 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下「V E 管理費」という。）を削減しないものとする。
- 4) V E 提案を採用した後、工事請負契約書第18条の条件変更が生じた場合、V E 管理費については、原則として、変更しないものとする。

(7) 提案の評定

V E 提案及び当該提案に基づく工事施工状況、目的物の品質等については、契約後 V E 審査委員会において評価を行うものとする。

(8) 提案内容の活用と保護

評定の結果、当該 V E 提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図れるものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものである。

(9) 責任の所在

発注者が V E 提案等を採用し、**設計図書**の変更を行った場合においても、V E 提案を行った請負者の責任が否定されるものではない。

特仕 1－1－50 新技術の活用等（施工者希望型）（案）

1. 請負者は、工事の施工にあたり「新技術情報提供システム (NETIS)」に登録された新技術を活用する場合は、「公共工事等における新技術活用システム実施要領」（平成18年7月6日国官技第87号、国営整第6号及び国総施第60号）によるものとする。
2. 請負者は、工事契約後新たに NETIS に登録された新技術を活用する場合、工事打合せ簿にて「活用申請書 (様式-I-13)」を監督職員に**提出**するものとする。
3. 請負者は、工事の施工にあたり新技術を活用する場合、「活用効果調査」を行うものとし、調査結果については、別途監督職員が**指示**する「活用効果調査表 (様式 IV-8-3)」に必要事項を記入のうえ**提出**するものとする。なお、**提出**にあたっては、監督職員より**指示**された媒体によるものとする。
4. 請負者は、「活用効果調査」の内容について発注者自ら又は、発注者が**指示**する第三者が説明を求めた場合には、これに協力しなければならない。
5. 請負者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、発注者の許可なく公表してはならない。

特仕1-1-51 設定変更等

設計変更等については、契約書第18条～第24条及び共通仕様書編1-1-13～1-1-15に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」（国土交通省中部地方整備局）及び「工事一時中止に係わるガイドライン（案）」（国土交通省）によることとする。

第2章 土 工

第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工

特仕2-3-1 一般事項

1. 購入土は、下記によるものとする。

（1）衣土は、粘性土と砂質土が適当に混入し、粘土塊・岩砕又は砂利等が少なく芝の育成に適した土で、仕様については**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得るものとする。

（2）山土は、大きな粘土塊・岩砕等の混入が少ない土で、仕様については**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得るものとする。

2. 請負者は、設計図書に示された土及び岩の分類の境界が現地の状況と一致しない場合は、契約書第18条第1項の規定により監督職員に**通知**しなければならない。なお、確認のための資料を整備および保管し、監督職員または検査職員から要求があった場合はすみやかに**提示**しなければならない。

特仕2-3-2 掘削工

1. 掘削工とは、切取部の土・軟岩・硬岩等の掘削積込作業をいう。なお、「土及び岩の分類」の名称C欄毎の数量及び次の区分の数量は**設計図書**によるものとする。

（1）流用土……………自工区で流用する建設発生土をいう。

なお、流用土のうち、一時的に仮の場所へ運搬するものを仮置土という。

（2）発生土……………自工区で流用できない建設発生土で、他工区へ搬出するもの、残土受け入れ地へ処分するものをいう。

2. 請負者は、「共仕」第1編2-3-2掘削工第3項において緊急を要する場合は応急措置を施すとともに監督職員へ**連絡**しなければならない。

特仕2-3-3 盛土工

1. 盛土とは、流用土・採取土・購入土・発生土を利用して、敷均し・締固めする作業をいい、それぞれの定義は下記のとおりとする。

（1）流用土……………自工区で生じた掘削土・作業土工残土をいう。

① 利用土……………自工区で生じた掘削土のうち、自工区で直接利用するものをいう。

② 仮置土……………流用土のうち、一時的に仮の場所へ運搬されたものをいい、仮置きされた場所から積み込み・運搬する作業も含むものをいう。

- (2) 発生土………他工区で発生し、自工区へ搬入されるものをいう。
- (3) 採取土………他の場所から掘削・運搬するもの及び他工区で仮置きされたもの積み込み・運搬する作業を含むものをいう。
- (4) 購入土………「特仕」第1編第2章土工特仕2-3-1一般事項の第1項により現場までの運搬費等を含んだ価格で購入したものをいう。

2. 盛土工の施工については、次の各号の規定によるものとする。

- (1) 請負者は、施工中の盛土表面については、3%以上10%以下の横断勾配を得るよう施工しなければならない。
 なお、施工を中止する場合及び降雨が予想される場合には、表面を平滑に転圧仕上げをし、雨水の浸透が少なくなるよう施工するものとする。
- (2) 請負者は、盛土工で流用土・発生土・採取土及び購入土等が重複する工事にあつては、それぞれの出来形等を**確認**するものとする。
- (3) 請負者は、盛土作業においては、木根・腐蝕物等の取除き及びこね返しを受けた部分の取り除き処理を行わなければならない。
- (4) 請負者は、盛土に使用できない不良土は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**し処理をしなければならない。
- (5) 請負者は、盛土の締固め管理を密度管理としなければならない。ただし、密度管理が不適当な場合には**設計図書**に関して監督職員と**協議**を行い、表2-1の締固め管理を行わなければならない。

表2-1 締固め管理

転圧機種	規 格	一層の仕上げ厚さ (m)	回 数 (回)
ブルドーザー	21 t	0.3	4 以上
〃	15 t	0.3	5 以上
振動ローラー	2.5 t ～2.8 t	0.3	5 以上
タ ン パ	60kg～100kg	0.2	3 以上

注) 一層の仕上がり厚さは、目標値とする。

3. 請負者は、軟弱地盤の盛土工の施工にあたり、次の各項目等の沈下量**確認**方法について**施工計画書**に記載しなければならない。

- (1) 運搬車両による**確認**
- (2) 土取場における跡坪測量による**確認**
- (3) 沈下板等による**確認**
- (4) その他必要な記録

4. 請負者は、掘削（切土）・盛土の工程等の都合又は他工事との工程等の調整により、仮置が必要となる場合には、その処理方法等について、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。
5. 請負者は、「共仕」第1編2－3－3盛土工第8項または第16項において緊急を要する場合は、応急措置を施すとともに監督職員へ**連絡**しなければならない。

特仕2－3－7 残土処理工

残土処理工には、残土処理受入地での運搬、整形作業もしくは、処分費を含み、掘削工で生じた残土受入地へ搬出する発生土を含むものとする。

特仕2－3－8 建設発生土受入地

請負者は、建設発生土処理量について建設発生土受入地ごとに区分し、「数量算出要領」に基づき検測するものとする。なお、**設計図書**に明記されていない建設発生土入地の処分費は、**設計図書**に関して監督職員に**協議**するものとする。

特仕2－3－9 盛土の品質管理

請負者は、盛土施工をする場合の締固め品質管理においては「TS・GPSを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領（案）」（請負者が所持しない場合は、工事契約後に請負者から監督職員に**通知**を求めものとする。）により実施してもよい。

特仕2－3－10 河川土工の出来形管理

請負者は、河川土工（掘削工、盛土工）の出来形管理について、現行の巻尺・レベル等を用いた方法に代えて、「施工管理データを搭載したトータルステーションによる出来形管理要領（案）」により実施してもよい。

なお、切土法面の法肩部のラウンディング箇所等、本要領（案）による出来形管理の実施が困難な箇所では、現行の巻尺・レベル等によるものとする。

第4節 道路土工

特仕2－4－1 一般事項

1. 「共仕」第1編2－3－1一般事項の2項の表2－1「土及び岩の分類表」の名称C欄の岩塊・玉石は表2－2のとおり細分類する。
2. 購入土については、**設計図書**によるものとする。
3. 請負者は路床部分に不良土（設計CBRが3未満又はコーン指数4以下）がある場合には、不良土の厚さ・巾・連続性等の資料をもとに、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。
4. 請負者は、伐開除根に係る処理費用について**設計図書**に明示されていない場合には、**設計図書**に関して監督職員に**協議**するものとする。
5. 請負者は、路床内にはいる物で盛土の沈下に影響を及ぼすものは、その処理方について、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。

6. 請負者は、盛土及び切土の作業で、現道の交通を通しながら施工する場合には、現道との取付勾配は8%以下としなければならない。
7. 請負者は、「共仕」第1編2-4-1一般事項第5項または第18項において緊急を要する場合は応急措置を施すとともに監督職員へ**連絡**しなければならない。
8. 請負者は、設計図書に示された現地の土及び岩の分類の境界を確かめられた時点で、監督職員の**確認**を受けなければならない。なお、確認のための資料を整備および保管し、完成時に**納品**するものとする。なお、施工途中において監督職員または検査職員から要求があった場合はすみやかに**提示**しなければならない。

表2-2 土及び岩の分類（岩塊・玉石）の細分類表

名 称				説 明	
A	B	C			
岩 又 は 石	石 塊 玉 石	岩 塊 玉 石	玉石混り土	玉石が多量に混入したもの及び岩塊・破碎された岩・ごろごろした河床を含み、掘削しにくくバケット等に空隙ができ易いものをいう。	
			玉石混り 固結土	土砂・玉石混り土等で、固結の程度が強いものをいい、切土及び掘削に際し21 tブルドーザに装着したリッパで切崩し可能なものをいう。	
			転石混り土		土の内に0.5m ³ /個以上の転石が混在するもので、転石量が5～50%あるものをいい下記のように分類する。
				I	転石量5～20%程度有するもの又は転石に近い大粒径の玉石が多量に混入するものをいう。
				II	転石量20～35%程度有するものをいう。
	III	転石量35～50%程度有するものをいう。			

特仕2-4-2 掘削工

1. 掘削工とは、切取部の土・軟岩・硬岩等の掘削・積込み作業をいう。なお、「土及び岩の分類」の名称C欄毎の数量及び次の区分の数量は**設計図書**によるものとする。
- (1) 仮置土……………自工区で流用する建設発生土のうち、一時的に仮置きする必要があるものをいい、運搬作業を含むものをいう。
- (2) 発生土……………自工区で流用できない建設発生土で、他工区へ搬出するもの

- (3) 流用土………自工区で流用する建設発生土であり、運搬作業を含むものをいう。
2. 請負者は、「共仕」第1編2-4-2掘削工第1項または第3項において緊急を要する場合は、応急措置を施すとともに監督職員へ**連絡**しなければならない。

特仕2-4-3 路体盛土工

1. 盛土とは、流用土・採取土・購入土・発生土を利用して、敷均し・締固めする作業をいい、それぞれの定義は下記のとおりとする。
- (1) 流用土………自工区で生じた掘削土・作業土工残土をいう。
- ① 利用土………自工区で生じた掘削土のうち、自工区で直接利用するものをいう。
- ② 仮置土………流用土のうち、一時的に仮の場所へ運搬されたものをいい、仮置きされた場所から積み込み・運搬する作業も含むものをいう。
- (2) 発生土………他工区で発生し、自工区へ搬入されるものをいう。
- (3) 採取土………他の場所から掘削・運搬するもの及び他工区で仮置きされたもの積み込み・運搬する作業を含むものをいう。
- (4) 購入土………「特仕」第1編第2章土工特仕2-3-1一般事項の第1項により、現場までの運搬費等を含んだ価格で購入した土砂をいう。
2. 請負者は、既設車道に併設して歩道を設ける場合には、**設計図書**で示す場合を除き、歩道盛土を路体盛土と同程度に締固めなければならない。
3. 請負者は、「共仕」第1編2-4-3路体盛土工第11項において緊急を要する場合は、応急措置を施すとともに監督職員へ**連絡**しなければならない。

特仕2-4-4 路床盛土工

1. 盛土とは、「特仕」第1編特仕2-4-3路体盛土工の定義による。
2. 請負者は、歩道・路肩部分等の締固めについては、「特仕」第1編第2章土工特仕2-4-3路体盛土工の第2項により施工しなければならない。
3. 請負者は、「共仕」第1編2-4-4路床盛土工第9項において緊急を要する場合は、応急措置を施すとともに監督職員へ**連絡**しなければならない。

特仕2-4-6 残土処理工

作業残土処理工については、残土受入地までの運搬及び敷均し、または処分費を含むものとする。

特仕2-4-7 建設発生土受入地

請負者は、建設発生土受入地については、「特仕」第1編特仕2-3-8建設発生土受入地の規定により施工しなければならない。

特仕2-4-8 盛土の品質管理

請負者は、盛土施工をする場合の締固め品質管理においては「TS・GPSを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領（案）」により実施してもよい。

特仕2-4-9 道路土工の出来形管理

請負者は、道路土工（掘削工、路体盛土、路床盛土）の出来形管理について、現行の巻尺・レベル等を用いた方法に代えて、「施工管理データを搭載したトータルステーションによる出来形管理要領（案）」により実施してもよい。

なお、切土法面の法肩部のラウンディング箇所等、本要領（案）による出来形管理の実施が困難な箇所では、現行の巻尺・レベル等によるものとする。

第3章 無筋・鉄筋コンクリート

第3節 レディーミクストコンクリート

特仕3-3-1 一般事項

1. 一般土木工事に使用するコンクリートは、「共仕」第1編3-3-1 レディーミクストコンクリートとする。
2. コンクリート構造物の品質確保の調査は、下記の規定によるものとする。

1) テストハンマーによる強度推定調査

- (1) 請負者は、高さが5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工、トンネル及び高さが3m以上の堰・水門・樋門の施工完了時にテストハンマーによる強度推定調査を実施しなければならない。

ただし、いずれの工種についても、プレキャスト製品およびプレストレストコンクリートは測定の対象としない。

- (2) テストハンマーによる強度推定調査は、鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類、トンネルについては目地間で行う。ただし、100mを超えるトンネルでは、100mを超えた箇所以降は30m程度に1箇所で行う。その他の構造物については、強度が同じブロックを1構造物の単位とする。
- (3) 各単位につき3カ所の調査を実施しなければならない。
- (4) 請負者は、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において再調査を5カ所実施しなければならない。
- (5) 測定方法については、「硬化コンクリートのテストハンマー強度の試験方法（JSCE-G504）」により実施するものとし、水平方向に打撃する事を原則とする。ただし、構造物の形状等の制約から水平方向への打撃が困難な場合は、（JSCE-G504）の解説に示された方法で、傾斜角度に応じた補正値を求めるものとする。
- (6) 請負者は、テストハンマー強度推定調査を実施する場合は、事前に**段階確認**に係わる**報告**を所定の様式により監督職員に**提出するものとする**。

また、監督職員から**段階確認**の実施について**通知**があった場合には、請負者は、**段階確認**を受けなければならない。

- (7) 請負者は、テストハンマーによる強度推定調査を実施した結果を**書面**により監督職員に**提出**するものとする。
- (8) テストハンマーによる強度推定調査は、材齢28日～91日の間に試験を行うことを原則とするが、工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は、以下の方法に従い、再調査の必要性等を判断するものとする。
- ・ 材齢10日で試験を行う場合は、推定強度を1.55倍して評価する。
 - ・ 材齢20日で試験を行う場合は、推定強度を1.12倍して評価する。
 - ・ 材齢10日～28日までの間で、上に明示していない場合は、前後の補正値を比例配分して得られる補正値を用いて評価する。
 - ・ 材齢10日以前の試験は、適切な評価が困難なことから、実施しない。
 - ・ 材齢92日以降の試験では、材齢28日～91日の間に試験を行う場合と同様、推定強度の補正は行わない。

2) 圧縮強度試験による**確認**

- (1) 請負者は、テストハンマーによる強度推定調査の再調査の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計基準強度の85%を下回った場合は、監督職員と**協議**するものとする。なお、その結果監督職員が必要と認めた場合、原位置のコアを採取し、圧縮強度試験を実施しなければならない。
- (2) 請負者は、コアを採取する場合は採取位置、供試体の抜き取り寸法等について**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。
- (3) 請負者は、コアの抜き取り及び圧縮強度試験については「コンクリートからのコア及びはりの切取り方法並びに強度試験法（JIS A 1107）」により実施しなければならない。
- (4) テストハンマーによる強度推定調査は、気乾状態の箇所で測定することを原則とするが、やむを得ず表面が濡れた箇所や湿っている箇所で測定する場合には、測定装置のマニュアルに従って補正する。不明な場合は、以下の値を用いても良いものとする。
- ・ 測定位置が湿っており打撃の跡が黒点になる場合→反発度の補正値 +3
 - ・ 測定位置が濡れている場合→反発度の補正値 +5
- (5) 強度推定は以下の式（材料学会式）による。

$$F \text{ (N/mm}^2\text{)} = 0.098 \times (-184 + 13.0 \times R)$$

ここで、F : 推定強度

R : 打撃方向と乾燥状態に応じた補正を行った反発度

- (6) 請負者は、圧縮強度試験を実施する場合は事前に**段階確認**に係わる**報告**を所定の様式により監督職員に**提出**するものとする。

また、監督職員から**段階確認**の実施について**通知**があった場合には、請負者は、**段階確認**を受けなければならない。

- (7) 請負者は、圧縮強度試験を実施した結果を**書面**により監督職員に**提出**するものとする。

3) ひび割れ発生状況の調査

- (1) 請負者は、高さが5m以上の鉄筋コンクリート擁壁内空断面積が2.5㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門の

施工完了時にひび割れ発生状況の調査を実施しなければならない。

ただし、いずれの工種についても、プレキャスト製品およびプレストレストコンクリートは測定の対象としない。

- (2) 調査方法は、0.2mm以上のひび割れ幅について、展開図を作成するものとし、展開図に対応する写真についても**提出**するものとする。

また、ひび割れ等変状の認められた部分をマーキングしなければならない。

- (3) 請負者は、ひび割れ発生状況の調査を実施した結果を**書面**により監督職員に**提出**するものとする。

- (4) ひび割れ調査は、構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とし、フーチング・底版等で竣工時に地中、水中にある部位については、竣工前に調査する。
ひび割れ調査の面積計上について、代表的な構造物について下図のとおりとする。

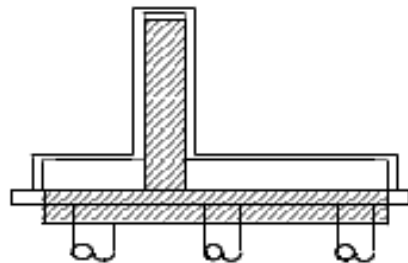


図-1 擁壁

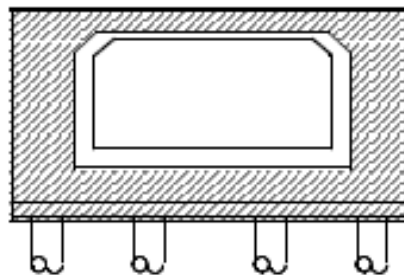


図-2 カルバート

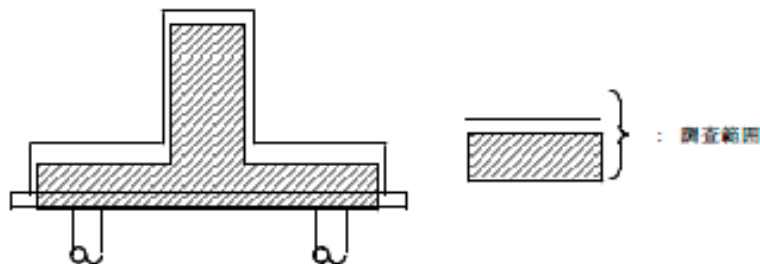


図-3 橋梁下部



図-4 橋梁上部

4) 微破壊・非破壊試験を用いた強度測定

- (1) 請負者は、**設計図書**において微破壊・非破壊試験を用いたコンクリートの強度測定の対象工事として明示された橋梁上部工事及び下部工事等を対象として実施するものとする。
- (2) 測定は、別途「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領（案）（平成21年3月31日付け国官技第344号）」に従い行うものとする。
- (3) 請負者は、微破壊・非破壊試験を用いたコンクリートの強度測定を行う場合には、1工事につき1回以上の頻度で監督職員の**立会**を受けなければならない。
- (4) 本試験に関する資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく**提示**するとともに検査時まで監督職員に**提出**するものとする。
- (5) これらに定められていない場合は、監督職員と**協議**するものとする。

3. 請負者が、銘板を作成・設置する場合の材質、寸法、記載事項、及び設置位置等は、下記によるものとする。

- (1) 表示対象施設は、重要コンクリート構造物のうち、次のコンクリート構造（場所打ち）とする。
 - ① 鉄筋コンクリート擁壁（ $H=5\text{ m}$ 以上）
 - ② ボックスカルバート（中空断面積 $A=2.5\text{ m}^2$ 以上）
 - ③ 橋梁（上・下部）
 - ④ トンネル
 - ⑤ 砂防堰堤
 - ⑥ 樋門・樋管・水門
 - ⑦ 洞門
 - ⑧ ダム及び堰
 - ⑨ 杭基礎（躯体がある場合は併せて表示する）
- (2) 工事関係者の働きがいの高揚並びにコンクリートの耐久性向上の観点から、銘板に表示する項目及び内容は、以下のとおりとする。なお、詳細については**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。
 - ① 構造物名称、工事名
 - ② 完成年度
 - ③ 発注機関名
 - ④ 設計会社（コンサルタント等）名
 - ⑤ 施工会社（元請・下請）名
 - ⑥ 延長・幅・高さ・内空断面等の構造物形状・規模に関する事項
 - ⑦ 適用基準・基準類の名称と年度
 - ⑧ 主たるコンクリートの配合に関する事項（設計強度、現場配合時の水セメント比、セメントの種類、最大骨材粒径など）
 - ⑨ 生コン製造プラント名
- (3) 銘板の材質・寸法は以下のとおりとする。

材 質：JIS H2202（鋳物用黄銅合金地金）

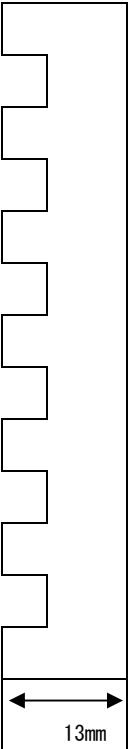
寸 法：縦 500～1000 mm、横 500～1000 mm、板厚 8 mm、字厚 5 mmの 13 mmとする。

なお、詳細については**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。
- (4) 設置枚数は、原則1現場1箇所とするが、構造物によってコンクリート配合が異なる等により、構造物毎に設置することが望ましい場合は複数設置する。

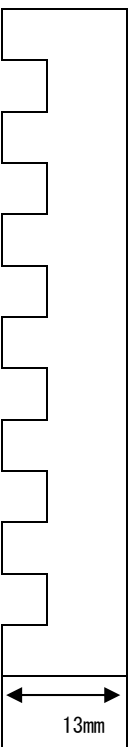
設置場所は、「大衆が容易に見られる場所」を標準とする。なお、詳細については設計図書に関して監督職員と協議するものとする。

- (5) 共通仕様書で義務付けているコンクリート構造物についての銘板工（樋門、砂防ダム、橋梁、トンネル等）は記載内容を本規定により実施するものとする。

＜参考＞ 銘板記入例 （砂防工）

〇〇〇〇〇砂防ダム 完成 2000年 〇月 工事名：平成〇〇年度 〇〇〇〇工事 国土交通省 中部地方整備局 〇〇事務所 天端標高 m 天端幅 m 堤高 m 堤長 m 適用示方書 コンクリート標準示方書 (H8.3) コンクリート配合 設計強度 21N/mm² 水セメント比 〇〇% 骨材最大寸法 〇〇mm 高炉セメントB種 施工 〇〇建設(株) 整理技術者 〇〇〇〇 現場代理人 〇〇〇〇 コンクリートプラント 〇〇生コン(株) 設計 〇〇コンサルタント(株) 管理技術者 〇〇〇〇		(500~1000mm)	
(500~1000mm)		13mm	

＜参考＞ 銘板記入例 （樋管工）

〇〇〇〇〇樋管 完成 2000年 〇月 工事名：平成〇〇年度 〇〇〇〇工事 国土交通省 中部地方整備局 〇〇事務所 巾 m 高 m 長 m 計画排水量 m³/s 適用示方書 コンクリート標準示方書 (H8.3) コンクリート配合 設計強度 21N/mm² 水セメント比 〇〇% 骨材最大寸法 〇〇mm 高炉セメントB種 施工 〇〇建設(株) 整理技術者 〇〇〇〇 現場代理人 〇〇〇〇 コンクリートプラント 〇〇生コン(株) 設計 〇〇コンサルタント(株) 管理技術者 〇〇〇〇		(500~1000mm)	
(500~1000mm)		13mm	

＜参考＞ 銘板記入例 （橋梁下部工）

〇〇〇〇〇高架橋 下部工 橋台A1、橋脚 P1、P2 工事名 平成〇〇年度 〇〇〇〇工事 工事発注者 国土交通省 中部地方整備局 〇〇事務所 平成 年 月完成 ＜構造物諸元＞ 橋長 200m : 幅員 27.5m 構造規格 3種1級、B活荷重 適用示方書 道路橋示方書(H8.12)、コンクリート標準示方書(H8.3) コンクリートの配合 設計強度 24N/mm² 水セメント比53% MS25mm 最大骨材寸法 25mm 高炉セメントB種 基礎杭 場所打杭 径1,200mm 6～8本/基 コンクリート設計強度 24N/mm² 水セメント比54% 最大骨材寸法 25mm 高炉セメントB種 ＜関係技術者＞ 調査・設計担当 △△建設コンサルタント(株) 管理技術者 〇〇〇〇 施工担当 △△建設(株) 〇〇〇〇 〇〇〇〇 □□建設(株) 〇〇〇〇 〇〇〇〇 ◎◎建設(株) 〇〇〇〇 〇〇〇〇 コンクリートプラント 〇〇生コン(株)	(500～1000mm)
---	---------------------

(500～1000mm)

13mm

特仕3-3-2 工場の選定

- レディーミクストコンクリートの品質を確かめるための検査（JIS A 5308）は、請負者が自らもしくは公的機関又は生コン工業組合等の試験機関で行うものとする。
現場付近に公的機関等の試験場が無い場合又は公的機関等で試験を行う日が休日となる場合等、やむを得ず生産者等に試験を代行させる場合は、監督職員の**承諾**を得るものとし、請負者はその試験に臨場しなければならない。
- JIS認定工場又は、JIS認証工場にて生産する日当り打設量が小規模（配合別50m³/日未満）となるレディーミクストコンクリートを使用する場合の品質管理については、「日当り打設量が小規模となるレディーミクストコンクリートの品質管理基準（案）」に基づくものとする。
- 請負者は、レディーミクストコンクリート圧縮強度試験については、材令7日及び材令28日についても行うものとし、材令7日強度から材令28日強度の判定にあたって強度上疑義がある場合には、品質が**確認**されるまで一時当該レディーミクストコンクリートの使用を中止しなければならない。
- 普通ポルトランドセメント使用の材令7日強度より材令28日強度の判定にあたっては、JIS認定工場又は、JIS認証工場の推定式を参考とするものとする。
なお、これによりがたい場合は、次式を参考にするものとする。

$$\sigma_{28} = -0.020 (\sigma_7)^2 + 1.96 \sigma_7 \dots\dots\dots \sigma_7 < 15 \text{N/mm}^2$$

$$\sigma_{28} = 0.96 \sigma_7 + 10.4 \dots\dots\dots \sigma_7 \geq 15 \text{N/mm}^2$$
- 高炉セメント使用の材令7日強度より材令28日強度の判定にあたっては、JIS認定

工場の推定式を参考とするものとする。

なお、これによりがたい場合は、次式を参考にするものとする。

$$\sigma_{28} = 1.14 \sigma_7 + 11.8 \cdots \cdots \sigma_7 \geq 5 \text{ N/mm}^2$$

6. 請負者は、砂防ダム工事において、現場練りコンクリートを使用する場合には、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。

7. 一般土木工事に使用するコンクリートの配合は、**設計図書**に示す場合を除き表3－1とする。

表3－1 配合表

No	種 別	コンクリートの種類	呼び強度 N/mm ²	スラブ 厚 cm	粗骨材 の最大 寸 法 mm	セメントの 種 類	単位セ メント 量 kg	空気量 %	J I S 規 格 の有無	摘 要
1	PC横桁・PC桁間 コンクリート・ PCホーロースラブ の間隔	普通	30	8	25	N	—	4.5	○	
2	PCスラブ桁の間詰	〃	24	8	5	〃	—	4.5	○	
3	PCボステン主桁	〃	40	8	25	H	—	4.5	○	
4	合成床版	〃	30	8	25	N	—	4.5	○	
5	非合成床版、RC床版 (鉄筋コンクリート) 側溝蓋	〃	24	8	25	〃	—	4.5	○	
6	(鉄筋コンクリート) 地覆・壁高欄	〃	24	8	25	BB	—	4.5	○	
7	場所打杭 水中：ベノト杭 リバース杭	〃	30	15	25	〃	350 以上	4.5	○	
8	場所打杭 大気中：深礎工	〃	24	8	25	〃	—	4.5	○	
9	トンネル覆工用 (機械打設)	〃	18	15	40	〃	—	4.5	○	〔単位セメント量 270以上〕
10	トンネル施工用 (インバート打設)	〃	18	8	40	〃	—	4.5	○	〔単位セメント量 240以上〕 側壁導坑の一次覆工 含む
11	(鉄筋コンクリート) 水門・排水機場(土 屋を除く)・堰	〃	21	8	25	〃	—	4.5	○	

特仕 第1編 共通編 第3章 無筋・鉄筋コンクリート

12	(鉄筋コンクリート) 橋台・橋脚・函渠類 ・鉄筋コンクリート 擁壁・樋門・樋管	〃	24	8	25	〃	—	4.5	○	
13	砂防護岸に使用する 石積(張)胴裏込	〃	21	8	25	〃	—	4.5	○	気象作用の激しい所
14	河川護岸及び砂防護 岸に使用する石積 (張)胴裏込	〃	18	8	25	〃	—	4.5	○	
15	厚16cm未満の側溝・ 集水桝・石積(張) 胴裏込・管渠	〃	18	8	25	〃	—	4.5	○	
16	重力擁壁・モタレ擁 壁	〃	18	8	40	〃	—	4.5	○	
17	石積・ストンガード ・標識及び照明灯基 礎・厚16cm以上の側 溝等	〃	18	8	40	〃	—	4.5	○	
18	重力式橋台	〃	21	8	40	〃	—	4.5	○	
19	重力式擁壁	〃	21	8	40	〃	—	4.5	○	気象作用の激しい所
20	均しコンクリート	〃	18	8	40	〃	—	4.5	○	
21	セメントコンクリー ト舗装	舗装	(曲げ 強度) 4.5	2.5	40	N	—	4.5	○	〔 単位セメント量 280～350 〕
22	(河川) 護岸基礎・ 根固ブロック・護岸 コンクリート張(平 場)・堰(無筋)	普通	18	5	40	B B	—	4.5	○	
23	(河川) 護岸コンク リート張(法面)	普通	18	3	40	〃	—	4.5	—	
24	(河川) 護岸基礎・ 根固ブロック・護岸 コンクリート張(平 場)・堰(無筋)	〃	21	5	40	〃	—	4.5	○	気象作用の激しい所
25	(河川) 護岸コンク リート張(法面)	〃	21	3	40	〃	—	4.5	—	気象作用の激しい所
26	(河川・海岸) 護岸 均しコンクリート	〃	—	3	25	〃	170 以上	—	—	
27	(海岸) 波返し・表 法張・基礎	〃	24	8	40	〃	—	4.5	○	
28	(海岸) 無筋コンク リート擁壁	〃	24	8	40	〃	—	4.5	○	
29	(海岸) 根固ブロック 10t以上	〃	24	5	80	〃	—	(4.0)	—	

30	(砂防) 主副ダム・側壁 (砂防) 10 t 以上の根固ブロック	〃	18	5	80	〃	—	4.0	—	現場配合の場合は設計図書に示す
31	(砂防) 主副ダム・側壁 (砂防) 10 t 以上の根固ブロック	〃	21	5	80	〃	—	4.0	—	気象作用の激しい所 現場配合の場合は設計図書に示す
32	(砂防) 堤冠 (膠石コンクリート)	〃	—	—	80	〃	600 以上	—	—	水セメント比は (34) 程度とする
33	(砂防) 堤冠 (富配合コンクリート)	〃	—	5	80	〃	300 以上	4.0	—	水セメント比は (40) 程度とする 現場配合の場合は設計図書に示す
34	(砂防) 流路工・護岸・ (砂防) 10 t 未満根固ブロック (砂防) 主副ダム、側壁	〃	18	5	40	〃	—	4.5	○	現場配合の場合は設計図書に示す
35	(砂防) 流路工・護岸・ (砂防) 10 t 未満根固ブロック (砂防) 主副ダム、側壁	〃	21	5	40	〃	—	4.5	○	気象作用の激しい所 現場配合の場合は設計図書に示す

注：1) 粗骨材の最大寸法 25mm 及び 80mm は地域的に骨材の入手が困難な場合は、監督職員と協議するものとする。

2) 設計図書に塩害対象を必要とする旨、明示した場合の橋梁上部工に用いるコンクリートの水セメント比は 50% 以下を標準とする。

3) 均しコンクリートの水セメント比は 60% 程度とする。

4) セメントの種類は、N：普通ポルトランドセメント、H：早強ポルトランドセメント、BB：高炉セメント B 種を示している。

5) 追加特記仕様書設計図書において、別途コンクリート強度が定められているものについては、その設計基準によるものとする。

(1) 請負者は、コンクリート用高炉スラグ粗骨材 (JIS A 5011) を使用する場合には、高炉スラグ碎石コンクリート設計施工指針案 (土木学会) によるものとし、高炉スラグ粗骨材の分類は B としなければならない。

(2) 表 3-1 の配合表は、標準的な配合を定めたものである。請負者は、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

8. コンクリート 2 次製品の目地・据付等に使用するモルタル配合は、設計図書に明示した場合を除きセメントと砂の重量比 1 : 3 程度とする。

9. レディーミクストコンクリートの品質を確かめるための検査におけるコンクリートの供試体の確認方法は、下記の方法のどちらかにより実施しなければならない。

(1) A 法

① コンクリートを供試体枠に投入したときの写真撮影時に、型枠外面に供試体を特定できる番号・記号等を記載し撮影すること。

② 供試体頭部硬化後、型枠外面に記載した番号、記号等と同一のものを頭部にも記載し、2ヶ所の番号、記号等が 1 枚の写真でよくわかるように撮影すること。

ただし、写真は型枠脱型前に行うこと。

③ 写真については、電子データまたはネガにて保存するものとし、工事アルバムには適宜掲載するものとする。

(2) B 法

① 供試体型枠の内側にグリース塗布後、所定の事項を記入した供試体確認版 (QC 版)

の表を型枠側にして型枠側部におき、コンクリートを打設すること。

- ② 強度試験前に供試体に転写した部分を写真に撮り資料採取時のものと同一のものを**確認**すること。

10. 本工事において、1日当たりレディーミクストコンクリート種別ごとの使用量が100m³以上施工するコンクリートに工において、「レディーミクストコンクリート」の品質確保について（平成15年10月2日、国官技第185号）、「レディーミクストコンクリートの品質確保について」の運用について（平成15年10月2日、国コ企第3号）及び「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領（案）」（以下、測定要領という）（これらについて、請負者が所持しない場合は、工事契約後に請負者から監督職員に**通知**を求めるものとする。）に基づき、施工管理を行い、その記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、検査時まで**提出**するものとする。ただし、それ以外で監督職員からの請求があった場合は直ちに**提出**するものとする。

測定機器は、測定要領の「2. 測定機器」によるものとするが、現場条件により甲から測定機器を**指示**する場合がある。また、使用する機器を**施工計画書**に記載するものとする。

単位水量の測定は、測定要領の「6. 測定頻度」及び「7. 管理基準値・測定結果と対応」により実施するものとする。

11. 請負者は、JISマーク表示認証工場で製造されJIS A 5308（レディーミクストコンクリート）により粗骨材の最大寸法、空気量、スランプ、水セメント比および呼び強度等が指定されるレディーミクストコンクリートについては、配合に臨場するとともに製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料を整備および保管し、完成時に**納品**するものとする。

なお、施工途中において監督職員または検査職員から要求があった場合はすみやかに**提示**しなければならない。

第6節 運搬・打設

特仕3-6-4 打設

1. 請負者は、擁壁背面が岩盤の場合には、擁壁背面を岩盤に密着させなければならない。
やむを得ない理由で余掘が著しい場合には、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得て擁壁背面型枠を使用し背面空隙は、裏込砂利等で充填するものとする。
2. 請負者は、1回の打設で完了するような小規模構造物を除いて1回（1日）のコンクリート打設高さを施工計画書に明記しなければならない。ただし、請負者は、これを変更する場合には、施工計画書の記載内容を変更し、監督職員に説明しなければならない。

特仕3-6-7 打継目

1. 伸縮継目の目地の材質、厚については、「特仕」第2編特仕2-10-2目地板の規定によるものとする。
2. 無筋コンクリート擁壁の目地構造については、次の各号によらなければならない。
 - (1) 請負者は膨張目地を10m程度の間隔に、収縮目地を5m程度の間隔に鉛直に設置しなければならない。
高さが1m未満となる場合はコンクリート簡易構造物の規定によるものとする。
 - (2) 膨張目地は、図3-1に示す構造とする。

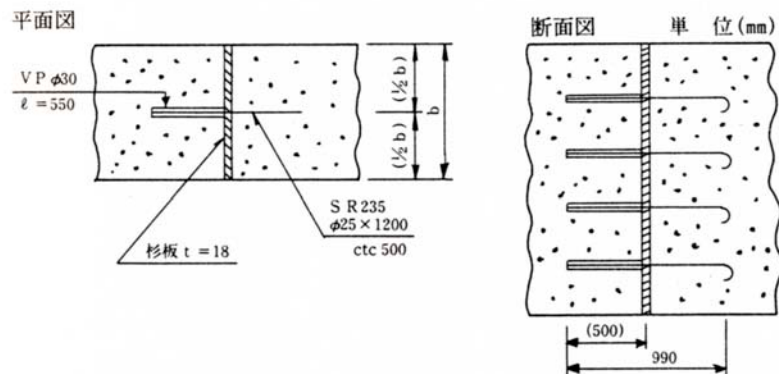


図 3 - 1

- (3) 収縮目地の構造は、巾 12 cm 程度の目地板を表・裏に入れるものとする。なお、スリップバーとして鉄筋 ($\phi 16 \text{ mm} \times 1.2 \text{ m}$) を、50 cm 間隔に水平に設置するものとする。
- (4) 収縮目地は、図 3 - 2 に示す構造とする。

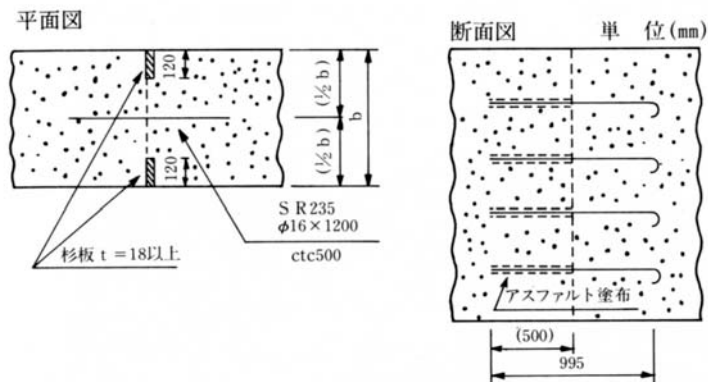


図 3 - 2

- (5) 水平打継目の構造は、鍵形として表・裏をそれぞれ 10 cm 程度の位置に異形鉄筋 (SD295A $16 \text{ mm} \times 1.0 \text{ m}$) を 50 cm 間隔に配筋するものとする。
- (6) 水平打継目は、図 3 - 3 に示す構造とする。

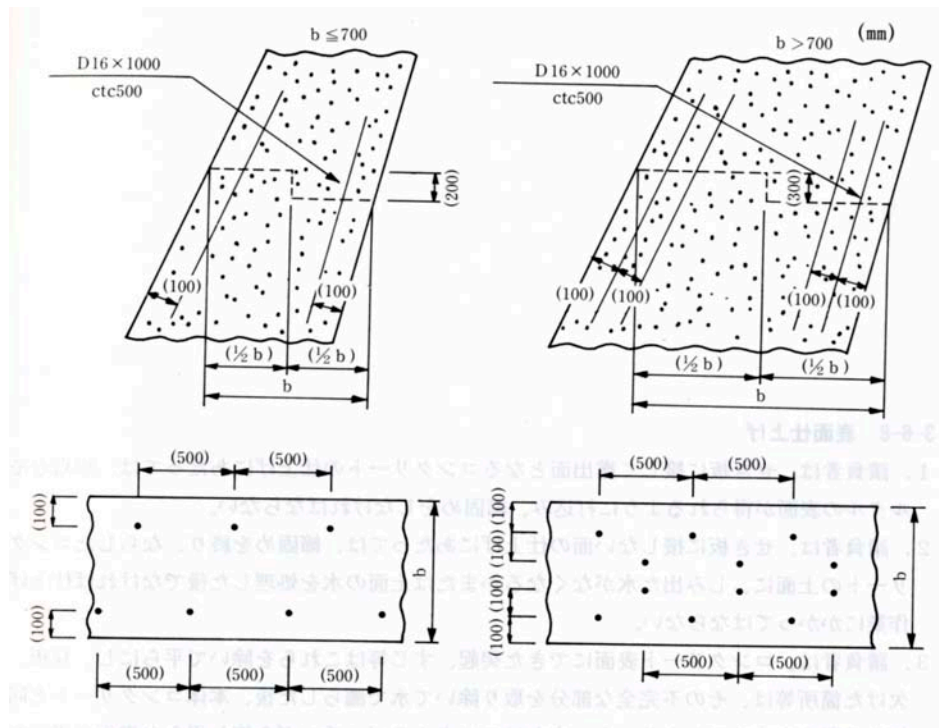


図 3-3

3. 鉄筋コンクリート擁壁の目地構造については、次の各号によらなければならない。

- (1) 請負者は膨張目地を 20m 程度の間隔に、収縮目地を 10m 程度の間隔に垂直に設置しなければならない。
- (2) 膨張目地の構造は「フラット型」として、目地材は厚さ 1 cm 以上の瀝青系目地材又はこれと同等以上の材料を用いるものとする。
- (3) 収縮目地の構造は、深さ 3 cm 程度の V 型の溝を垂直に表側に入れるものとする。

4. 排水孔の施工にあたっては、次の各号によらなければならない。

- (1) 請負者は、排水孔については硬質塩化ビニル管 (VP φ 100 mm) を用い、10 m² に 1 ヶ所以上の割合で設けるものとし、擁壁前面の埋戻し高を考慮して、裏込よりの排水を有効に処理できるように配置しなければならない。
- (2) 請負者は、水抜きパイプ設置箇所には、吸出防止材又は透水材を設置しなければならない。また、その形状は、**設計図書**によるものとし、施工にあたっては、細部にわたり十分注意をはらい行うものとする。

5. コンクリート簡易構造物の施工にあたっては、次の各号によらなければならない。

- (1) 請負者は伸縮目地の施工に際しては、厚さ 10 mm 以上の杉板又はそれと同等品以上の材料を用い、10m 程度の間隔に入れなければならない。
- (2) 請負者は既設構造物を嵩上げ・継足しする場合には、既設目地・クラック等に合わせ伸縮目地を入れなければならない。
- (3) 嵩上げ・継足しに接着剤を使用する場合は、エポキシ系樹脂接着剤とし使用量は 0.6 kg/m² とする。

- (4) 請負者は、側溝・集水桝天端等で路面排水が必要と考えられる箇所（暫定供用も含む）に排水口を設けなければならない。その設置位置・形状・寸法については**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。

第7節 鉄筋工

特仕3-7-1 一般事項

新設のコンクリート構造物のうち、**設計図書**において、コンクリート構造物非破壊試験（配筋状態及びかぶり測定）の対象工事と明示された橋梁上部工事及び下部工事等を対象として、以下により実施するものとする。

- (1) 測定は、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領（案）（平成21年3月31日付け国官技第345号）」に従い行うものとする。
- (2) 本試験に関する資料を整備、保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに検査時まで監督職員に**提出**するものとする。
- (3) これに定められていない場合は、監督職員と**協議**するものとする。

特仕3-7-3 加工

請負者は、鉄筋を常温で加工しなければならない。ただし、鉄筋をやむを得ず熱して加工するときには、既往の実績を調査し、現地において試験施工を行い、悪影響を及ぼさないことを確認した上で施工方法を定め、施工しなければならない。なお、調査・試験および確認資料を整備および保管し、監督職員または検査職員から要求があった場合は、すみやかに**提示**しなければならない。

特仕3-7-4 組立て

スペーサーの個数については、鉄筋の鉄筋組立て完了時に**段階確認**を受けなければならない。なお、橋梁の壁高欄については、監督職員の**承諾**を得て適宜配置することとする。

特仕3-7-5 継手

簡易構造物の鉄筋の継手長は、**設計図書**によるものとするが、**設計図書**に記載のない場合は、コンクリートの設計基準強度（ σ_{ck} ）が 18N/mm^2 の場合 40ϕ （ ϕ :鉄筋の公称直径）、 21N/mm^2 の場合 35ϕ 以上とする。

特仕3-7-6 ガス圧接

請負者は、ガス圧接を行う技術者の資格証明書の写しを保管し、監督職員または検査職員から要求があった場合は、資格証明書の写し等すみやかに**提示**しなければならない。

第16節 超速硬コンクリート

特仕3-16-1 一般事項

1. 請負者は、硬化後荷重を載荷する時の強度及びその確認方法について、**施工計画書**に記載しなければならない。なお、施工にあたっては、調査試験及び確認資料を整備・保

管し、監督職員または検査職員から請求があった場合は直ちに**提示**するとともに、完成時に**納品**するものとする。

2. 超速硬コンクリートの品質管理試験の基準は、下記のとおりとする。

(1) 試験回数（圧縮強度試験）

コンクリート打設日毎に（交通開放前）圧縮強度試験を行うこととする。

(2) 品質規格

3時間圧縮強度 24N/mm^2 以上

$\left[\begin{array}{ccccc} Q_3H & \text{スランプ} & \text{Max} \\ 24 & - & 12 & - & 25 \end{array} \right]$